

別表第1（常勤役員の報酬額）

(1)月額常勤役員報酬算定基準 + (2)経営経験種類加算 + (3)経営経験年数加算 = 月額常勤役員報酬額

(2)及び(3)にて算出されたポイントを1ポイント10,000円で換算し、役員の種類ごとの月額役員報酬算定基準額に加算する。

(1)月額常勤役員報酬算定基準額

理事長 800,000円/月(上限額)
 常勤理事 400,000円/月(上限額)

(2)経営経験種類加算

上記算定基準額に以下の・経験・運営・指導監査経験の種類に基づき、以下の額を加算する。

経営・運営・指導監査経験要件	社会福祉法人の経営・運営(障害者福祉事業)の経験がある。 ※理事長・施設長・所長経験者等	社会福祉法人の経営・運営(高齢者、障害児、保育福祉事業)の経験がある。 ※理事長・施設長・園長の経験者等	社会福祉事業等に関する教育に携わっていた経験がある。	社会福祉法人以外の医療・福祉事業の経営・運営経験がある。	社会福祉事業に関する指導監査経験が通算して5年以上ある。	左記の経験なし
理事長	10ポイント	7ポイント	5ポイント	3ポイント	3ポイント	0ポイント
常勤理事	10ポイント	7ポイント	5ポイント	3ポイント	3ポイント	0ポイント

(3)経営経験年数加算

社会福祉事業の経営(理事長、常勤理事)・運営(施設長、所長)・指導監査(行政職員等)・教育(大学教員等)に携わった経験年数を以下のとおり加算する。

役職	経験なし	0～3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
理事長	0ポイント	1ポイント	3ポイント	5ポイント	7ポイント	10ポイント
常勤理事	0ポイント	1ポイント	3ポイント	5ポイント	7ポイント	10ポイント

別表第2（常勤役員報酬上限額）

役職	上限額
理事長	12,000,000円/年
常勤理事	7,200,000円/年

別表第3（常勤役員の退職手当計算式）

最終報酬月額 × 係数

※係数は支給乗率表に定めるものとする。

支給乗率表

常勤役員在籍年数	係 数	常勤役員在籍年数	係 数	常勤役員在籍年数	係 数
1年	0.5220	16	13.3893	31	37.1490
2	1.0440	17	14.6421	32	38.1930
3	1.5660	18	15.8949	33	39.2370
4	2.0880	19	17.1477	34	40.2810
5	2.6100	20	20.4450	35	41.3250
6	3.1320	21	22.1850	36	42.3690
7	3.6540	22	23.9250	37	43.4130
8	4.1760	23	25.6650	38	44.4570
9	4.6980	24	27.4050	39	45.5010
10	5.2200	25	29.1450	40	46.5450
11	7.7256	26	30.5370	41	47.5890
12	8.4912	27	31.9290	42	48.6330
13	9.2568	28	33.3210	43年以上	49.5900
14	10.0224	29	34.7130		
15	10.7880	30	36.1050		

別表第4（非常勤役員、評議員の報酬）

(1) 理 事

	1回当たりの額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人業務のための出勤	15,000円

(2) 監 事

	1回当たりの額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人業務のための出勤	15,000円

(3) 評議員

	1回当たりの額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人業務のための出勤	15,000円